



新庁舎の幕別町議会議場において

国旗・町旗並びにアヌ文様壁掛けの掲揚を求める陳情書

平成27年11月19日

幕別町議会議長 芳境 仁様

陳情者

幕別町字日新34番地の482

伊東 昭雄

本町においては来年には新庁舎が完成される予定であり、
また平成18年2月に忠類村と合併して10年を迎えます。

現庁舎の議場では、国旗・町旗が掲揚されておきませんが、
合併前の旧忠類村の議場では国旗・村旗を掲揚してきた
経緯があります。忠類地域の方の心情や思いを十分
汲み取り、応えていくべきであり、新庁舎完成を契機に掲揚
していく事が当然望ましいと 考えます。

また、平成11年には「国旗及び国歌に関する法律」(国旗
国歌法)が制定・施行され、それまで慣習として定着してきた
日章旗、いわゆる「日の丸」は改めて国旗であると法律で
定められました。

自国の国旗に敬意と誇りを持つことは世界の常識であり、
国民として当然の義務であります。今後ますます国際化する
社会や世界の中で、自国に誇りを持ち、自国とともに他国や
その象徴である国旗を重んずる国際感覚を養っていくことは

極めて重要なことでもあります。

また、幕別町の歴史をふりかえり、アイヌ民族の文化を尊重し、それを未来につないでいくことが、このからの町づくりに極めて大切であると考えます。今や先住民族を大事にし尊重することは世界の流れであります。かつて本町白人アイヌ出身の吉田菊太郎氏は4期にわたり町議会議員を務め、アイヌ文化保存に心血を注ぎ、私費で蝦夷文化考古館を建設したことは、まさに本町の誇りであると思います。

私は国家の根幹をなす国旗や民族を心から誇りに思い、アイヌ文化を尊重する町議会であって頂きたいと考えます。

以上のことから、新庁舎の議場において国家・国民の象徴である「国旗」、そして幕別町・町民の象徴である「町旗」、並びにアイヌ文様の壁掛けを掲揚して頂きたく、幕別町議会に陳情いたします。